

令和7年第4回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その10）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第26号	地方税財源の充実確保を求める意見書…………… 3
議員提出議案第27号	巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書…………… 4
議員提出議案第28号	重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ 丁寧な支援を求める意見書…………… 5
議員提出議案第29号	地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める 意見書…………… 6
議員提出議案第30号	最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する 速やかな被害回復措置を求める意見書…………… 9
議員提出議案第31号	全額国費による学校給食の無償化を求める意見書…………… 13
議員提出議案第32号	諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと 医療機関への財政支援を求める意見書…………… 17
議員提出議案第33号	「非核三原則」の堅持を強く求める意見書…………… 18
議員提出議案第34号	ガザの完全停戦と人道支援およびパレスチナ国家の 承認を求める決議…………… 21

令和7年12月17日

堺市議会議長
西田浩延様

提出者

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

大西公彦
瀧上猛志
小野伸也
上田勝人
木畑匡樹
池尻秀子
山代優子
田代和夫
吉川敏文
水ノ上成彰

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同
同
同

兼城剛
信貴良太
広田新一
西哲史
小堀清次
野里文盛
大西林健治
大宮本恵二
吉川守

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|--|
| 議員提出議案第26号 | 地方税財源の充実確保を求める意見書 |
| 議員提出議案第27号 | 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書 |
| 議員提出議案第28号 | 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を
求める意見書 |
| 議員提出議案第29号 | 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書 |

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高等による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することが出来るよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
2. いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
3. 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
4. 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
5. 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

各宛

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりをめざして体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、以下の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

記

1. 南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
2. 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
3. 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
4. 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(防 災)

各宛

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。よって、政府におかれては、以下の事項について地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

記

1. 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
2. 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
3. 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

各宛

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとした。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないよう、以下の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
2. 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

各宛

令和7年12月17日

堺市議会議長
西田浩延様

提出者

堺市議会議員	松木 僚	堺市議会議員	萱野 孝 弥
同	山崎 光	同	坂本 千代子
同	加藤 慎平	同	湊上 猛志
同	中野 貴文	同	上野 充司
同	藤井 載子	同	西川 知己
同	伊豆丸 精二	同	西 哲史
同	木畑 匡	同	小堀 清次
同	札場 泰司	同	的場 慎一
同	上村 太一	同	三宅 達也
同	吉川 守	同	水ノ上 成彰

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第30号 最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する 速やかな被害回復措置を求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。本件引下げについて、29都道府県で、1,027人の原告が取消を求めて提訴したところ、令和7年6月27日、最高裁判所が、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることが求められている。しかしながら、判決から一定の期間が経過している現在も、具体的な被害回復措置の全体像が明らかになっておらず、利用者の不安が続いている状況にある。生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び母子世帯などで構成されており、数百万人規模の生活保護利用者全体に大きな影響を与えている。所得の低い層に限定されることから、消費の抑制や地域経済への悪影響も懸念される。

したがって、最高裁判決の趣旨を踏まえ、全ての生活保護利用者が安心して生活できるよう、被害回復措置を早急に講じることが強く求められる。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、本件引下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることが重要である。

さらに、被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定される。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。よって国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望する。

記

1. 全面解決のために、国の責任において、生活保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかにとること。
2. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
3. 違法とされた保護基準の改定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

令和7年12月17日

堺市議会議長
西田浩延様

提出者

堺市議会議員
同
同
同
同

淵上猛志
藤本憲
木畑匡
森田晃一
吉川守

堺市議会議員
同
同
同

乾友美
西哲史
小堀清次
藤本幸子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第31号 全額国費による学校給食の無償化を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

全額国費による学校給食の無償化を求める意見書

2025年2月、自民党・公明党・日本維新の会の「三党合意」では、「給食無償化」の実現に向けて、具体的な制度設計に向けた本格的な協議が始められた。

対象を公立小学校に絞り、全国の給食費の平均額を支給する案などの論点も含めた検討が行われ、今後、「国と地方の負担割合も焦点となる」と当時報道されている。

このような中、全国市長会は、2025年11月13日に『学校給食の無償化に関する緊急意見』を国に提出した。この緊急意見には「国の公立小学校の学校給食費（食材費に相当する額）の合計額は約3,000億円（文部科学省推計・令和5年現在）とも言われており、現在の物価高騰の影響を踏まえると、無償化に必要な財源はそれ以上の額になるものと見込まれるが、十分な額が確保できるか疑問がある。仮に、都市自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出すらできない自治体が生じることが想定され、大きな混乱が生じることが必至である。学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、国の責任において、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求める」とされている。

堺市においても段階的に小学校給食の無償化を開始し、物価高騰分が保護者負担とならないよう市費負担しているが、今後さらなる食材費の高騰により、市費負担が増すことが懸念される。

本市議会は、全国市長会の考え方に同意し、財政規模の大小にかかわらず、国の責任において、学校給食の無償化に必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、政府に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

各宛

令和7年12月17日

堺市議会議長
西田浩延様

提出者

堺市議会議員
同

乾友美
森田晃一

堺市議会議員
同

藤本憲
藤本幸子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- 議員提出議案第32号 諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと医療機関への財政支援を求める意見書
- 議員提出議案第33号 「非核三原則」の堅持を強く求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

諸物価高騰・賃上げ動向に見合った診療報酬の引き上げと 医療機関への財政支援を求める意見書

去る10月2日に大阪府医師会をはじめ大阪医療5団体による合同記者会見があり、医療機関経営の危機的な状況が公表された。赤字経営の病院が全体の約7割に上り、医療機関の倒産件数も昨年64件と過去最多を記録している。この医療機関の深刻な経営状況は、規模の大小、民間か公立か、地方か都市部かの違いに関係なく、全国的なものとなっている。このことは堺市内の医療機関においても同様である。市民が住み慣れた地域で暮らし続けるうえで、必要不可欠な社会インフラである医療機関が地域からある日突然無くなってしまいかねない事態である。

2020年から2023年まで続いた新型コロナ流行下にあっては感染対策に係る諸経費が著しく増加し、コロナ収束後は受診控えに伴い減収が生じており、加えて数年続く諸物価の高騰で、電気・ガス代等の光熱費や診療材料費、給食材料費等、あらゆる費目で支出が増加している。

それに対して、医療機関の収入の大部分を占める診療報酬はほぼ引き上げられることなく、また、2年に一度の見直しのため、急速に進む物価高騰へのスピードを持った対処もなされていない。

これにより、医療機関の運営状況は著しく逼迫し、その深刻さは悪化の一途をたどっている。

その結果、運営を続けられなくなる医療機関が増加しているとともに、他の産業における賃上げとの格差が拡大し、看護師等の医療を担う人材の流出・確保困難による入院ベッドの制限なども生じている。

以上の状況を踏まえて、市民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう本市議会は、国に対して来年度実施の診療報酬改定において諸物価高騰や社会的な賃上げ動向に見合った報酬の引き上げを行うこと、また、来年度の報酬改定までに医療機関への速やかな財政支援を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

「非核三原則」の堅持を強く求める意見書

高市内閣は、非核三原則の見直し議論を与党内で開始させる検討をすると表明している。これは、歴代政府が核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の立場を堅持し、日本の国是としてきた見解を覆すものである。

原爆投下から 11 年後の 1956 年に結成して以来、国の内外に向けて核兵器の非人道性や核兵器の廃絶を訴え続け、その活動が評価され、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会による厳しい抗議など、怒りの声が広がっているのも当然である。

核兵器の残虐性を体験してきた被爆者にとって、日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも核攻撃の標的になることも許すことはできない。また人類史上で唯一の戦争被爆国である日本において、核持ち込みを平時から認めることは米国の核戦略への加担を一層深め、日本を核戦争の足場にしようとするものであり、決して許されない。

よって、非核平和都市宣言に関する決議をした本市議会は、政府に下記のことを強く求める。

記

1. 「非核三原則」を堅持すること。
2. 核兵器も戦争もない人間社会に向けて世界の指導的役割を担うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2025 年 12 月 19 日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛

令和7年12月17日

堺市議会議長
西田浩延様

提出者

堺市議会議員
同

乾友美
森田晃一

堺市議会議員
同

藤本憲
藤本幸子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第34号　ガザの完全停戦と人道支援およびパレスチナ国家の承認を求める
決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

ガザの完全停戦と人道支援およびパレスチナ国家の承認を 求める決議

イスラエルとパレスチナの間では武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されている。ガザの紛争が激化した2023年10月から2年たった今年10月7日時点で、ガザでの死者は6万6千人、その大半は民間人で、子どもの犠牲者は約2万人（ガザ保健省）となっており、国際社会からはイスラエルに対する厳しい声があがっている。

2023年10月以降のイスラエルによる大規模侵攻を受けて、国際司法裁判所は国際法違反の勧告的意見を出し、軍事作戦停止の暫定措置命令を行った。国連特別委員会はジェノサイドと認定している。

わが国では、2024年6月、衆議院、参議院のそれぞれで「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議」が採択されている。また、地方議会では、2024年12月末時点で、全1788議会のうち422議会がガザ地区の即時停戦を求める決議や請願、意見書を採択、その後もその数は増加している。

国連総会は、2025年6月、日本を含む149か国の賛成により「パレスチナのガザ地区について即時停戦と、ガザ地区で捕らわれているすべての人質の即時解放を求める決議」を採択した。

このような国際社会からの批判を受けて、本年10月10日正午、日本時間の午後6時に停戦合意が発効したものの、その後もイスラエル軍によるガザ攻撃が行われ、10月28日から29日にかけての空爆で、子ども46人を含む104人が死亡した。これは明らかな停戦合意違反であり、人道状況は未だ危機的な状態である。

国会においては、7月、8月に続き、9月にもパレスチナ国家承認を求める要望書が超党派議員連盟による206名の署名とともに提出されている。また、この7月に閣僚級国際会議で出された、紛争解決は二国家解決が唯一の道であり、世界各国にパレスチナ国家承認を呼び掛けるとする「ニューヨーク宣言」が、本年9月12日、国連総会において、これも日本を含む142か国の賛成で採択された。完全停戦を早期に実現させ、パレスチナの人々による復興、国づくりを進めていくうえで、世界による国家承認は不可欠である。

よって、本市議会は、ガザ地区における戦闘の完全終結のために人道支援を強めるとともに、一刻も早くパレスチナ国家承認を行うよう強く求める。

以上、決議する。

2025年12月19日

堺市議会

令和7年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その10)

令和7年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号
1-B2-25-0036